

まな
「みんなで学ぼう」
まちだしこ じょうれい
町田市子どもにやさしいまち条例



まちだし こ さいぜん りえき だいいち かんが こ
町田市では、子どもにとっての最善の利益を第一に考え、子どもが
しあわ ぐ こ めざ
幸せに暮らすことができる「子どもにやさしいまち」を目指し、
みらい にな こ してん た
未来を担う子どもたちの視点に立って、

まちだしこ じょうれい ねんど せいてい
【町田市子どもにやさしいまち条例】を2023年度に制定しました。

ほん つか まちだしこ じょうれい まな
この本を使って、「町田市子どもにやさしいまち条例」について学んでみましょう。

めざす すがた
目指す姿

子どもにやさしいまち

子どもにとって最も良いことを第一に考え、子どもが
幸せに暮らすことができる「子どもにやさしいまち」を
実現するために、子どもも大人も
「子どもの権利」を理解して、守っていくことが重要です



もくじ

1. 「子どもの権利」は子どもみんなが持っている権利 3
2. 町田市のこれまでの取組 4
3. 「町田市子どもにやさしいまち条例」の制定 5
4. 条例を見てみよう 6
5. 子どもの権利 8
【ワークシート】考えてみよう！「子どもの権利」 10
6. 大人の責務 12
7. 子どもの権利を大人が守っていきます 14
8. 施策の推進 15
9. 自分の意見を聞いてほしい！と思ったら 16
10. 町田市にある「子どもの居場所」 17
11. 悩みがあったら相談しよう 18

「町田市子どもにやさしいまち条例」って初めて聞いたけど、
「子ども」って書いてあるし、なにか自分たちに関係のあるのかな？



町田市が「子どもにやさしいまち」を実現するために制定した条例で、
子どもの権利とそれを守るための大人の責務について定めているよ。



「条例」とか「権利」とか「責務」ってむずかしい言葉だけど、
どういう意味なんだろう？



条例は、まちに住むみんなが安心して暮らすために、市で決めた
ルールのことなんだ。権利と責務については、本の中で説明するよ。



学校の校則のようなものなのかな。
どんなことが書かれているんだろう？
この副読本を読んで学んでみよう！



1. 「子どもの権利」は子どもみんなが持っている権利

「子どもの権利」を世界で守るために「子どもの権利条約」があります。

権利とは、わたしたちが生まれたときから、あたりまえに持っている大事なものです。子どもが、人間らしく、幸せに生きられ、健康に成長するために必要なことは、世界のどこに生まれても同じです。それを「子どもの権利」と呼びます。

具体的にどんな権利があるのか、日本ユニセフ協会がまとめたものを参考に見てみましょう。

4つの「子どもの権利」(子どもの権利条約)



すばよたもの いりよう う いのち まも
住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



べんきよう あそ う のうりよく じゅうぶん の
勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら
せいちょう
成長できること



ふんそう ま なんみん ほご ぼうりよく さくしゅ
紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、
ゆうがい ろうどう まも
有害な労働などから守られること



じゆう いけん あらわ だんたい
自由に意見を表したり、団体をつくったりできること

おとな だけじゃなく、ぼくたちにも権利があるんだね！



「子どもにやさしいまち条例」は、子どもが当然に持っている権利を改めて
じょうれい
条例にすることで、子どもを守っていくものだよ。

ひと うまねながらに持っている権利の「基本的人権」や、すべての子どもが
まも
守られるべき権利が書かれている「子どもの権利条約」については、

きょうかしょを参考に調べてみよう。



2. 町田市のこれまでの取組

町田市ではこれまでも、子どもの声を聴いたり、子どもが社会に参加したりするための様々な取組をしてきました。代表的なものが「町田市子ども憲章」です。

「町田市子ども憲章」は、「青少年健全育成都市宣言30周年記念事業」の一つとして制定されたもので、子どもと大人の委員による「子ども憲章実行委員」が作りしました。

はじめは大人の委員が考えた憲章の案について話し合いをしていましたが、大人の考えた憲章の案に疑問をもった子ども委員が自分たちの意見で案を作り直し、再検討されました。子どもの意見を大切にしてくられた「町田市子ども憲章」は、今も地域活動の中で活かされています。

町田市子ども憲章 ~7つの要素~ (1996年5月11日制定)

人権尊重社会の
実現

自主性の確立

個性の尊重

命の大切さ

学ぶ心の大切さ

友情の大切さ

夢を追う気持ち

「町田市子ども憲章」をはじめとして、町田市は「町田創造プロジェクト(MSP)」「子ども委員会」「市民参加型事業評価」(詳細はP16参照)などの先駆的な取組を行ってきました。このことがユニセフ日本協会に評価され、2021年度から町田市は「子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」の実践自治体として活動を行っています。

この活動は、「子どもの権利条約」を自治体レベルで実際に取り組むための、ユニセフが主唱する世界的な活動です。世界的にひろがりを見せている「子どもにやさしいまちづくり」を進めるため、町田市では施策や事業と関連付けた町田市独自の形式の「子どもにやさしいまちチェックリスト」を作成しました。このチェックリストを用いて、子ども関連団体等から意見をもらいながら、施策や事業の改善に取り組んでいます。

3. 「町田市子どもにやさしいまち条例」の制定

条例を制定するため、検討部会やイベントなどを行いました。「町田市子どもにやさしいまち条例」には、たくさんの子どもの声を取り入れられています。

① シール投票「考えてみよう！子どもの権利」

(2022年6月4日(土)～6月24日(金)開催)

子どもセンターを訪れた方に、「子どもの権利条約」にある「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の中から「大切に1番強く思う権利」「守られていないと1番強く思う権利」について、シール投票をしてもらいました。約3週間で、1,273名が参加しました。



④ 若者が市長と語る会

(2022年11月5日(土)、11月12日(土)開催)

「子どもの参画」を推進するために実施している、若者を対象とした「市長と語る会」で、「町田市子どもにやさしいまち条例」をテーマに取り入れ、参加者と市長が「子どもの権利」等について自由な意見交換を行いました。ここで出た意見は第16条に反映されました。



② 子ども参画ミーティング「考えてみよう！子どもの権利」

(2022年9月19日(月・祝)開催)

中学生から概ね18歳までの子どもが23名参加し、活発な意見交換が行われました。こちらで出た「年齢だけでなく、成長に応じた支援をすべきだと思ふ」という意見は、実際に条例に反映され、第4条や第16条では「成長に応じた」という表現になっています。



⑤ 町田創造プロジェクト(MSP)による

ポスター作成

条例制定するにあたり、子どもたちの目に留まり、興味を持ってもらえるようなPRポスターをMSPが1からアイデアを出し合いながら作成しました。ポスター全体を楽しい雰囲気の中で、小学生などの子どもたちの目に留まりやすくしました。



③ 「(仮称)町田市子どもにやさしいまち条例」を 考えるためのアンケート調査

(2022年10月11日(火)～25日(火)開催)

条例検討するための基礎資料及び今後の子どもの施策の参考とするため、小学校から高校生までの子どもと18歳以上の市民に対して、「子どもの権利」に関する意識や思いを把握するアンケート調査を行いました。

⑥ 子ども参画ミーティング「考えてみよう！子どもの権利」

(2023年5月14日(日)開催)

中学生から概ね18歳までの子どもが21名参加し、活発な意見交換が行われました。こちらで出た意見は、前文の検討や制定後の周知活動に活かされています。



4. 条例を見てみよう

め ぎ すがた
目指す姿

子どもにやさしいまち

条例の構成

ぜんぶん
前文

だい しょう
第1章

だい しょう だいいち じょう だい じょう ていぎ
第1条 目的 第2条 定義

だい しょう こ けんり
第2章 子どもの権利

だい じょう い けんり だい じょう まも けんり
第3条 生きる権利 第5条 守られる権利

だい じょう そだ けんり だい じょう さんか けんり
第4条 育つ権利 第6条 参加する権利

だい しょう こ けんり ほしょう おとな せきむ
第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

だい じょう おとな せきむ だい じょう ちいきじゅうみん せきむ
第7条 大人の責務 第10条 地域住民の責務

だい じょう ほごしゃ せきむ だい じょう じぎょうしゃ せきむ
第8条 保護者の責務 第11条 事業者の責務

だい じょう しせつかんけいしゃ せきむ だい じょう し せきむ
第9条 施設関係者の責務 第12条 市の責務

だい しょう こ けんり ほしょう すいしん
第4章 子どもの権利の保障の推進

だい じょう こ けんり ふきゅう
第13条 子どもの権利の普及

だい じょう けんり しんがい きゅうさい
第14条 権利の侵害からの救済

だい じょう ゆうがいまた きけん かんきょう ほご
第15条 有害又は危険な環境からの保護

だい じょう こ いばしょ
第16条 子どもの居場所づくり

だい じょう こそだ かていとう しえん
第17条 子育て家庭等への支援

だい じょう いけんひょうめいおよ さんかく そくしん
第18条 意見表明及び参画の促進

だい じょう こ じょうほうはっしん
第19条 子どもへの情報発信

だい しょう しさく すいしん
第5章 施策の推進

だい じょう けいかく さくていおよ こうひょう
第20条 計画の策定及び公表

だい じょう けんじょう
第21条 検証

内容を取り入れる

まちだし
町田市の
子どもに関する計画

町田市は「子どもにやさしいまち」を自指してこの条例を制定したよ。ここからは、町田市が自指している「子どもにやさしいまち」がどんなものなのか学ぼう。まずは条例がどんな構成で作られているのか、見てみよう。



前文

(前文は、条文本体の前に置かれ、その法令の制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章を指します。)

この地域「まちだ」で望み、目指す
なりたいまちの姿は
「子どもにやさしいまち」

市民や事業者、そして議会や市役所が
考えて、行動して、実現する
「子どもにやさしいまち」

「子どもにやさしいまち」になるために、
子どもたち自身が、
自分にとって大事なことを自分で決められるまちであること
意見を言い、実行しているまちであること
たとえうまくいなくても、やり直すことができるまちであること
そのために、みんなが、同じ想いで、つながり、
それぞれの立場で活動しているまち
そして、何よりもお互いが支えあう
「子どもにやさしいまち」

町田市は、「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、
定着し、守られて、かけがえのない大切な存在である子ども
が、人とのかかわりを通して成長していけるように、「子どもに
やさしいまち」を目指します。

未来を担う子どもたちの視点に立ち、子どもの最善の利益の
ために、町田市はこの条例を制定します。

ポイント

町田市全体で
「子どもにやさしい
まち」を目指し、
実現することを
宣言しています。

ポイント

目標としている
「子どもにやさしい
まち」になるために
必要なことを示して
います。

ポイント

市の目標と
本条例制定の目的
を改めて宣言して
います。

5. 子どもの権利

「町田市子どもにやさしいまち条例」で定められている「子どもの権利」には「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利があります。そして、それぞれの権利に対して、大人が守るべき責務（義務を果たすための責任）があります。町田市は、大人も子どもも、みんなで「子どもの権利」を守り、子どもが安心して幸せに暮らせるまちを目指しています。



生きる権利

子どもの権利

- ご飯が食べられて、寝る場所があって、安心して暮らせること
- 愛情と理解をもって大事にされること
- 病気の時に病院に行けること

大人の責務

- 子どもが愛され安心して暮らせるような環境をつくれます
 - 子どもを取り巻く危険な環境から子どもを守るため、安全な環境をつくれます
- (例) 子ども食堂

育つ権利

子どもの権利

- 安心して休んだり、自由に遊んだり、勉強したりできること
- スポーツや文化に触れるなど、いろいろな経験ができること
- ひとりの人間として尊重され、ありのままの自分でいられること
- 困ったときに相談や、助けを求めることができること

大人の責務

- 子どもが自分らしく、自由に活動できる場所をつくれます
- 子どもがいろいろな経験ができる機会を提供します

(例) 学校、子どもセンター、公園、図書館



め ざ す が た
目指す姿

こ
子どもにやさしいまち

子どもにとって最も良いことを第一に考え、
子どもが幸せに暮らすことができる
「子どもにやさしいまち」を実現するために、
子どもも大人も「子どもの権利」を理解して、
守っていくことが重要です



まも
守られる権利

子どもの権利

- 暴力や虐待、差別から守られること
- 成長が妨げられる状況から守られること
- 自分の情報を勝手に使われないこと
- 状況に応じて、必要な支援を受けられること

大人の責務

- 暴力や虐待、差別から子どもを守ります
- 「子どもの権利」の侵害から子どもを守ります

(例) 子ども家庭支援センター、児童相談所、まこちゃんダイヤル



さん
参加する権利

子どもの権利

- 自分のことや、自分にかかわることについて意見が言え、その意見が大事にされること
- 考えるために必要な情報を知ることができること
- 自分の意思で仲間をつくったり、仲間と過ごしたりできること

大人の責務

- 子どもが意見を表明し、社会に参画できる機会を提供します
- 子どもが意見を考えるために必要な情報や知識を提供します

(例) 若者が市長と語る会、市民参加型事業評価



【ワークシート】^{かんが}考えてみよう！「^こ子どもの^{けんり}権利」



子どもにとって^{だいじ}大事な^{けんり}権利があることが^わ分かったかな？

ここからは、^{まちだし}町田市が「子どもにやさしいまち」になるために^{ひつよう}必要なことを^{かんが}考えてみよう。



「^こ子どもの^{けんりじょうやく}権利条約」で^{ほしょう}保障されている4つの^{けんり}権利から、どの^{けんり}権利が^{だいじ}大事だと^{かん}感じましたか？ 8ページと9ページを^{さんこう}参考にして^{えら}選び、○をつけ、^{りゆう}その理由を^か書きましょう。



^{えら}選んだ^{りゆう}理由

Blank writing area for the selected reason, featuring horizontal dashed lines for writing.



あなたが^{えら}選んだ^{けんり}権利を守るために、^{おとな}大人にどんなことをしてほしいですか。

^{おとな}大人にしてほしいこと

Blank writing area for what you want adults to do, featuring horizontal dashed lines for writing.



じゆぎょう なか であな が おも った こと や、 みな とな が 話 した こと を 書 こう。

6. 大人の責務

大人は、子どもが幸せに暮らせるように、「子どもの権利」を守ります。また、子ども自身が「子どもの権利」を理解し、自分の権利も他人の権利も大切にする人間に成長できるように手助けをします。

子どもが自分自身のことを自分で決めて、それをみんなに伝えて実行できるように、大人は「子どもの権利」を様々な立場で守っています。

ここでは「保護者」「地域住民」「施設関係者」「事業者」「市」がそれぞれの立場で守らなくてはならない責務を紹介します。

保護者の責務 (親、里親、養育者など)

- 子どもにとって一番いいことは何かを考え、子どもが幸せに暮らし、健やかに成長できるように子育てを行うこと
- 必要な時には市に相談して、助けを求めること



施設関係者の責務 (保育所、小中学校、子どもセンター、児童養護施設、学童保育クラブの職員など)

- 施設の安全を保ち、子どもが安心して暮らせる場所をつくること
- 子どもの学びの支援を行うこと
- 子どもの持つ可能性と能力を最大限に伸ばすこと
- 子どもがたとえ失敗したとしても、やり直し、成長できるように助言や支援を行うこと



地域住民の責務 (近隣住民、子どもの生活圏にいる大人)

- 子どもがありのままの自分であることができる場所や、様々な人と触れ合う環境をつくること
- 市が行う子育てしやすい環境づくりに一緒に取り組むこと





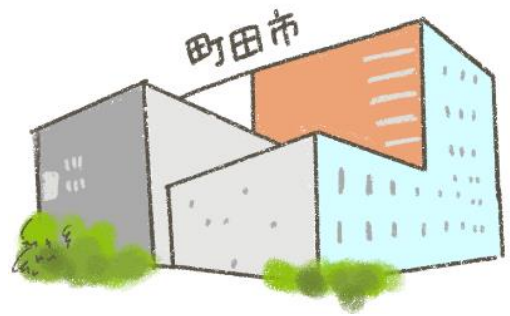
じぎょうしゃ せきむ
事業者の責務 (企業、そこで働く人など)

- 子育てと仕事の両立ができる職場にすること
- 子どもと一緒に働く人が、子どもの権利について理解を深めることができる取組を行うこと
- 会社の活動が、子どもの利益の侵害につながることをないよう気を付けること



し せきむ
市の責務

- 保護者、施設関係者、地域住民、事業者と協力して、子どもに関する対策を行うこと
- 保護者、施設関係者、地域住民、事業者へ必要な支援を行うこと



まちだし とりくみ
町田市の取組

条例では、市は「子どもの権利」を守るために、大人にも子どもにも「子どもの権利」を知り、理解してもらえるように周知と啓発活動を行うこととなっています。



③



①リーフレット「町田市子どもにやさしいまち条例」(小学生向け)

②副読本「みんなで学ぼう！町田市子どもにやさしいまち条例」

「町田市子どもにやさしいまち条例」を知ってもらうため、対象別にリーフレットと子ども向けの副読本を作成しました。

③広報まちだ(2023年2月1日号)「考えてみよう！子どもの権利」

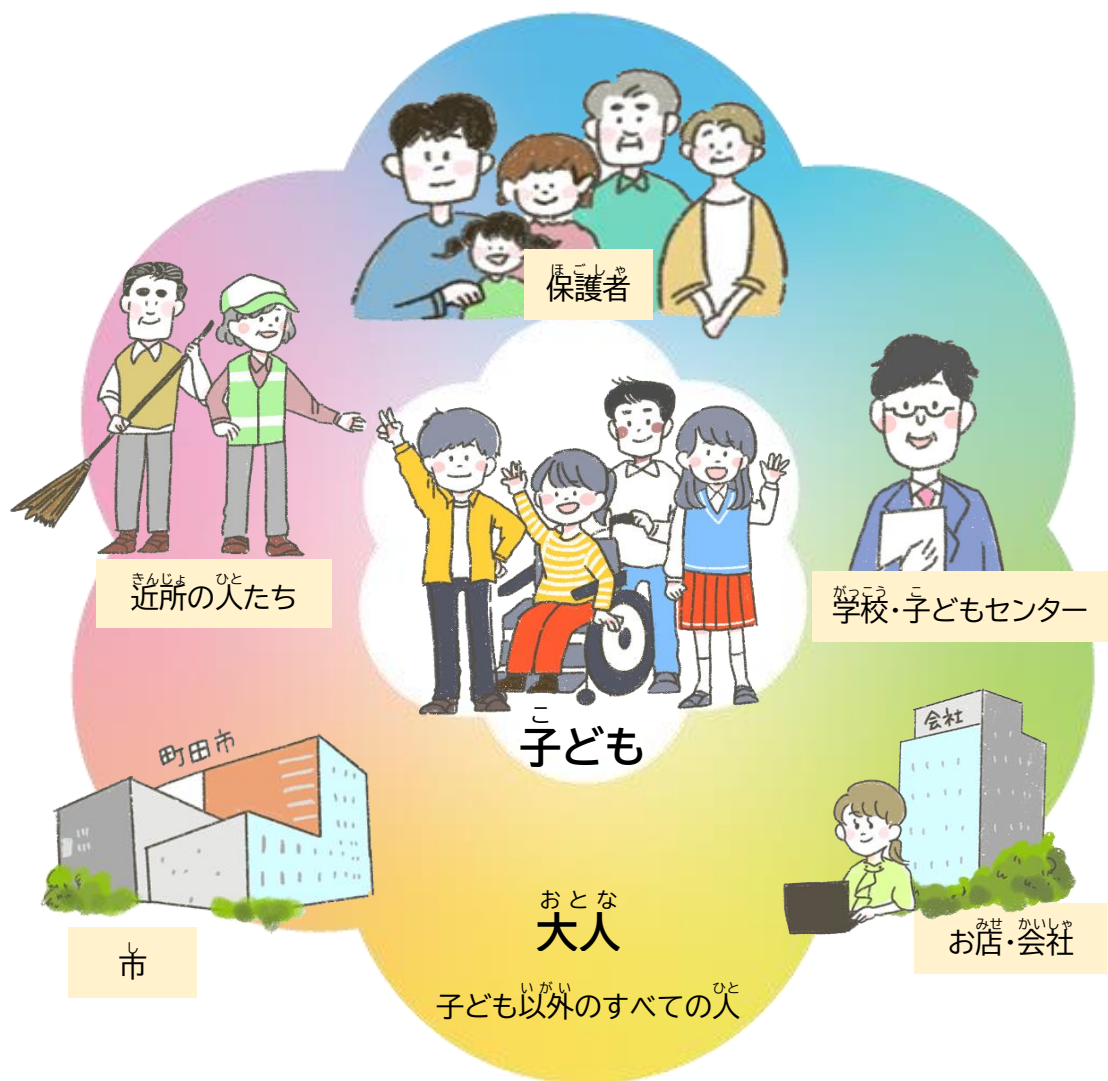
「町田市子どもにやさしいまち条例」の制定にむけた取組と、子ども・若者の参画について周知し、条例への関心を高める啓発活動を行いました。

また、町田市以外でも「子どもの権利」が広く守られるよう、他の地方公共団体との連携・協力をします。

7. 子どもの権利を大人が守っていきます

さまざまな立場で子どもに関わる大人の一人ひとりが「子どもの権利」を守るための責務を果たし、子どもの意見が社会で大切にされる「子どもにやさしいまち」をつくっていきます。そのために大人はそれぞれの立場で活動しつつ、連携・協力します。

目指す姿 子どもにやさしいまち



8. 施策の推進

子どもの権利は、いろいろな大人が守ってくれているんだね。
大人がちゃんと「子どもの権利」を守っているか、
誰かがチェックしてくれているのかな？



町田市では子どもに関する施策や計画の効果を定期的にチェックしているよ。
子どもに関する施策に取り組む時には、まず計画を立ててそれを実行し、確認を
して改善して次の計画に活かしていくよ。改善するときには、「町田市子ども・
子育て会議」からアドバイスをもらうこともあるよ。この流れは条例にも
書かれているんだ。



(図) 施策を進めていく流れ



「町田市子どもにやさしいまち条例」より抜粋

(計画の策定及び公表)

第20条 市は、子どもにやさしいまちを実現するため、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響する施策(以下「子どもに関する施策等」という。)について、計画を策定します。

2 市は、前項の計画を策定した時にはこれを公表します。

(検証)

第21条 市は、子どもに関する施策等の実施状況について、定期的にその効果を検証し、その結果を公表します。

2 市は、前項の規定による検証を行うに当たっては、町田市子ども・子育て会議条例(平成25年10月町田市条例第36号)第3条第3号の規定により町田市子ども・子育て会議に諮問を行います。

計画

実行

評価

改善

9. 自分の意見を聞いてほしい！と思ったら

町田市では、子どもの意見を聞いて、条例や、居場所がつけられていることが分かったよ。僕は、町田市にもっと自然を増やしたいし、子どもが無料で遊べる場所を作ってほしいと思ってるよ。
僕の意見も大人に聞いてほしいな。



町田市では「町田創造プロジェクト (MSP)」「子ども委員会」のメンバー募集や、「町田市市民参加型事業評価」で、子どもの意見を大人が聞く機会をつくっている

僕も参加してみたい！ ともだちも誘ってみよう！



町田創造プロジェクト(MSP)



- 対象：市内在住、在勤、在学の15～18歳の方（中学生を除く）
- 活動日時：原則第1・3月曜日、午後5時～7時
- 場所：町田市庁舎 または子どもセンターまあち
- 申込方法：児童青少年課 青少年係
MSP担当者まで電話またはメール
【連絡先】042-724-4097
【メール】mcity4130@city.machida.tokyo.jp

子ども委員会



- 対象：小学3年生から18歳まで
- 活動日時：委員会により異なります。
- 場所：各子どもセンター
- 申込方法：各子どもセンターへお問い合わせください。

町田市市民参加型事業評価

「市民参加型事業評価」では、市民と有識者で構成する評価人チームが、市役所の担当者との対話を通じて、事業の問題や課題等を洗い出し、現状を評価します。
その後、市は課題の解決策を考え、事業の改善につなげます。

10. 町田市にある「子どもの居場所」

町田市では、子どもが安心して過ごせる居場所をつくっています。

特に市内に5か所ある「子どもセンター」は、子どもの意見を取り入れてつくられた施設で、子どもの遊び、成長、発達の拠点として様々な活動をしています。



自分の家に一番近い子どもセンターはどこかな？

子どもセンターぱおん

電話番号 042-788-4181

住所 町田市金森4-5-7

子どもセンターぱお

電話番号 042-775-5258

住所 町田市相原町2025-2

子どもセンターただON

電話番号 042-794-6722

住所 町田市忠生1-11-1

子どもセンターつるっこ

電話番号 042-708-0236

住所 町田市大蔵町1913

子どもセンターまあち

電話番号 042-794-7360

住所 町田市中町1-31-22

町田市には「子どもセンター」のほかにも子どもクラブ、冒険遊び場、図書館などたくさんの居場所があります。他にどんな場所があるか、ホームページに載っている「子どもの居場所」から確認してみましょう。

町田市 子どもの居場所



で検索

二次元
コード

あなたにとって、安心して過ごせる場所や落ち着ける場所はどこかな？

11. 悩みがあったら相談しよう

「自分たちの権利が守られてない・・・」「学校や家、友達、自分のことで悩みがある」そんなときはひとりで我慢せず、相談してみましよう。

「お父さんお母さんが、いつもケンカしてる…」

「親が家事をしてくれないから、私がやらないといけない。」

「ほかのきょうだいと違って、わたしだけ無視されてつらい」

「夜中にいつも1人で留守番させられる」

「親が忙しいから、きょうだいやおばあちゃんの面倒を見ないといけなくて大変」

「いつも両親に怒鳴られる。家に帰るのがイヤだな」

子どもにだって、つらいこと、苦しいこと、泣きたくなることはあるよね。でも、子どもだからといって我慢する必要はないよ。そんなときはまこちゃんダイヤルに電話してみて！



子ども専用相談ダイヤル「まこちゃんダイヤル」

18歳までの子ども専用ダイヤルです。

困っていること、悩んでいること、なんでも相談できます。

ここに いるよ
☎0120-552-164

相談時間：月曜日～金曜日(年末年始除く)8:30～17:00



町田市子ども家庭支援センターの
ロゴマーク「まこちゃん」

そのほかの相談先

●チャイルドライン

でんわ 相談
電話やチャットで相談できます。

【TEL】0120-99-7777

うけつけじかん
【受付時間】

まいにち
毎日 16:00~21:00

●ヤング・テレホン・コーナー（警視庁少年相談室）

せんもん たんとうしゃ しんりしよくおよ けいさつかん しゅくちよく けいさつかん たいおう
専門の担当者（心理職及び警察官）や宿直の警察官が対応します。

【TEL】03-3580-4970

うけつけじかん じかん
【受付時間】24時間

●ここなび（町田市社会福祉協議会）

しょうがくせい こうこうせい こ せんよう とお 相談
小学生から高校生までの子どもが専用サイトを通して相談できます。

相談はこちらから

二次元
コード

●話してみなよ東京子供ネット

たいぼつ ぎゃくたい
「いじめ」「体罰」「虐待」などについて

【TEL】0120-874-374

うけつけじかん
【受付時間】

へいじつ
平日 09:00~20:30

どにちしゅくじつ
土日祝日 09:00~17:00

●こたエール（東京都）

かこうせいきゅう ふとうせいきゅう めいわく ゆうがい
架空請求、不当請求、ネットでのいじめ、迷惑メール、有害サイトなどのネット・ケータイに関するトラブルや困りごとについて

【TEL】0120-1-78302

うけつけじかん げつよう とうよう しゅくじつ
【受付時間】月曜～土曜（祝日除く） 15:00~21:00



みんなで学ぼう！

町田市子どもにやさしいまち条例

【発行】 2024年●月 町田市

【問い合わせ】 町田市子ども生活部 子ども総務課

【TEL】 042-724-2876 【FAX】 050-3101-8377

【刊行物番号】 23-●●

ねん
年

くみ
組

ばん
番

なまえ
名前